

# 一宮市無電柱化推進計画 [概要]

## 1. 背景

- 近年頻発する地震や台風などの災害で、電柱が倒壊し、緊急車両などの通行に支障をきたしています。(図-1 参照)
- 日常生活においても、電柱が歩行者や車いす利用者の通行を妨げ、電線が良好な都市景観を損ねています。
- 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「無電柱化の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。
- 本市においても、甚大な被害が懸念される南海トラフ地震などに備え、より一層災害に強いまちづくりが求められています。



図-1 災害時の道路閉塞状況  
(出典:国土交通省ウェブサイト)

## 2. 無電柱化の現状

(1)本市における無電柱化の現状(図-2、図-3、表-1参照)

- 一宮駅周辺や本町地区の市中心部と国道 155 号で無電柱化を実施
- 平成 30 年度末時点で、市内の無電柱化整備済み延長は、8 路線で約 7.6 キロメートル

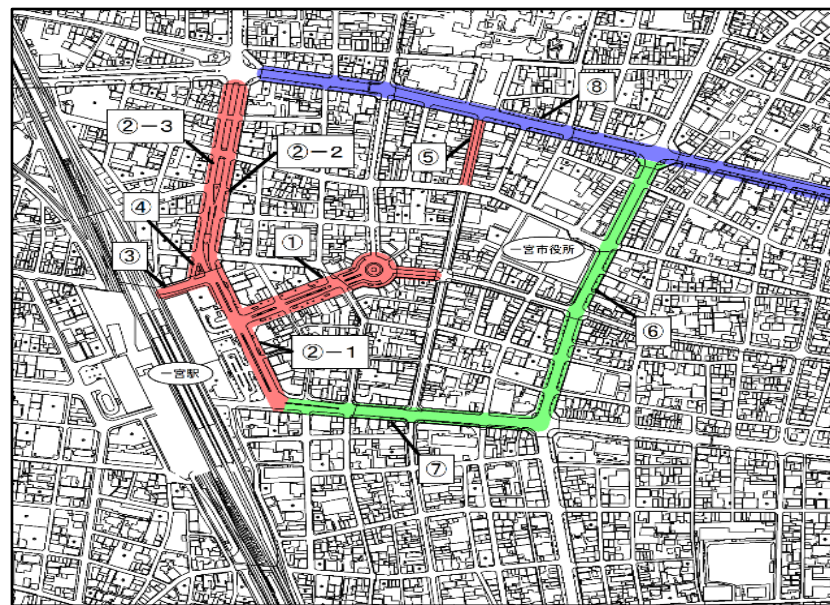


図-2 無電柱化整備済み区間 (平成 30 年度末)



図-3 無電柱化整備済み箇所  
(⑤ 市道0135号線)

凡例	
市道整備済み区間	赤色
県道整備済み区間	緑色
国道整備済み区間	青色

事業主体	番号	路線名	場所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	工事期間
一宮市	①	市道 0 1 1 8 号 線	栄 3 丁目 ~ 本町 2 丁目	0.27	0.53	H 7
	②-1	市道 0 1 3 6 号 線	栄 1 丁目 ~ 栄 3 丁目	0.55	0.26	S 61
	②-2		栄 1 丁目		0.28	H 2 ~ H 3
	②-3	栄 2 丁目	0.29	H 19 ~ H 21		
	③	市道 0 1 1 7 号 線	栄 3 丁目	0.03	0.03	H 21
④	市道 K 0 5 0 2 号 線	栄 2 丁目	0.04	0.04	H 21	
⑤	市道 0 1 3 5 号 線	本町 1 丁目	0.12	0.24	H 27 ~ H 28	
市道計				1.01	1.67	
愛知県	⑥	県道名古屋一宮線	本町1丁目 ~ 本町3丁目	0.43	0.82	H 19 ~ H 20
	⑦	県道尾張一宮停車場線	栄 3 丁目 ~ 本町 3 丁目	0.35	0.55	S 61
県道計				0.78	1.37	
国	⑧	国道 1 5 5 号	緑 4 丁目 ~ 栄 1 丁目	2.27	4.54	H 9 ~ H 15
	国道計				2.27	4.54
整備済計				4.06	7.58	

表-1 無電柱化整備済み区間集計表(平成 30 年度末)

## 3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- ア 災害の防止
  - 防災上、特に重要な緊急輸送道路を対象とし、防災拠点、災害拠点病院及び物資拠点を結ぶ道路について優先的に無電柱化を推進します。
- イ 安全かつ円滑な交通の確保
  - 交通事故やヒヤリハットの多い通学路で無電柱化を推進します。
- ウ 良好な景観の形成
  - 良好な景観の形成を誘導することが必要な地区において、まちづくりという大きな枠組みの中で、無電柱化を推進します。

## 4. 無電柱化推進計画の期間

令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間

## 5. 無電柱化の推進に関する目標

令和 10 年度までに、下記の緊急輸送道路において無電柱化に着手します。(図-4、図-5、表-2参照)

- 市道 0138 号線(赤着色区間)
- 国道 22 号の名神高速道路交差箇所から浅野交差点までの区間(黄着色区間)

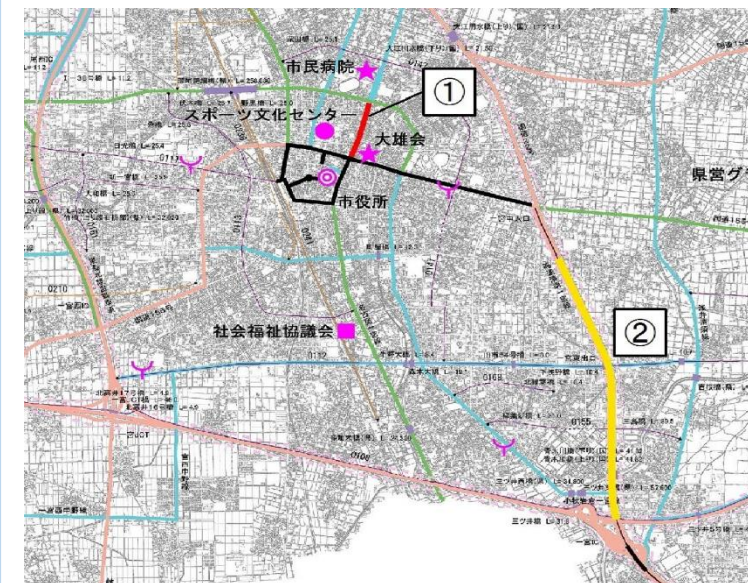


図-4 無電柱化整備選定路線図



図-5 市道0138号線

凡例	
市道整備候補路線	赤色
県道整備候補路線	青色
国道整備候補路線	黄色
無電柱化整備済区間	黒色
第1次緊急輸送道路	赤色
第2次緊急輸送道路	緑色
第3次緊急輸送道路	青色
くしの歯ルート(Step1)	赤色
主要橋梁(橋梁名 管理者 橋長[単位:m])	紫色
防災拠点	赤い星
災害拠点病院	赤い星
物資集積拠点	赤い星
広域物資輸送拠点	赤い星
ボランティア拠点	赤い星
消防署	赤い星
1級幹線市道(主要橋梁該当路線)	赤い星
2級幹線市道(主要橋梁該当路線)	赤い星

事業主体	番号	路線名	都市計画道路名	場所	備考
一宮市	①	市道 0 1 3 8 号 線	一宮各務原線	松降 1 丁目 ~ 松降 2 丁目	第3次緊急輸送道路
国	②	国道 2 2 号		三ツ井 3 丁目 ~ 緑 5 丁目	第1次緊急輸送道路

表-2 無電柱化整備選定路線

## 6. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 多様な整備手法の活用とコスト削減の促進
  - ア)電線共同溝方式
  - イ)単独地中化方式
  - ウ)道路事業等に合わせた無電柱化
  - エ)占用制度の的確な運用
- 無電柱化によるまちの魅力の向上
- 関係者間の連携の強化
  - ア)推進体制
  - イ)関係事業者及び他事業との連携
  - ウ)道路以外の土地の活用